

米国好配当株プレミアム戦略ファンド(毎月分配型) 株式コース 米国の利上げを受けて

3月14-15日に開催された米連邦公開市場委員会(以下、「FOMC」といいます。)会合後の声明で、政策金利であるフェデラルファンド(以下、「FF」といいます。)金利の誘導目標を「0.50%~0.75%」から「0.75%~1.00%」に引き上げたことが発表されました。これを受けて、米国好配当株プレミアム戦略の運用を行うクレディ・スイス・インターナショナル社(以下、「クレディ・スイス」といいます。)からのコメントをもとにレポートを作成しましたのでご覧ください。

<運用会社からのコメント(2017年3月17日現在)>

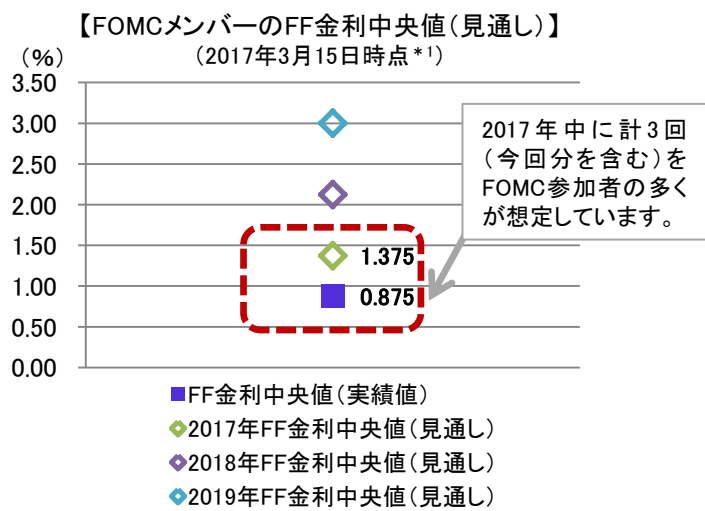
米国の利上げについて

今後の利上げについて、米連邦準備制度理事会(以下、「FRB」といいます)のイエレン議長は、**2017年に3回(今回分を含む)の利上げというFOMC参加者による基本シナリオ(右図参照)を維持する姿勢を示しました。**FOMC参加者が発表した経済見通しによると、2017年のコアインフレ率は1.9%、2018年には若干の上昇が予想されています。失業率の長期予想は、4.7%に下方修正されています。

今回の利上げは事前の予想通りでした。今後もFRBの引き締めは緩やかなペースにとどまるとの見方が広がったことなどが、相場の下支えになったと考えられます。FOMCの結果を受けて、金、債券、原油や新興国市場が上昇する一方、金融関連株、金利、米ドルは反落しました。**これは、5月のFOMCで再び利上げが決定されるとの見方が後退し、2017年の利上げは年3回(今回分を含む)にとどまることを反映しているものとクレディ・スイスでは考えています。**

今後の見通し

引き続き、市場はFRBの金融政策の動向を注視していくと思われます。また、米国内では、1.医療、2.税制、3.インフラ投資に高い優先順位をつけるトランプ政権の政策に関心が寄せられ、米国外では、今後の欧州各国の総選挙などが注目されると考えています。

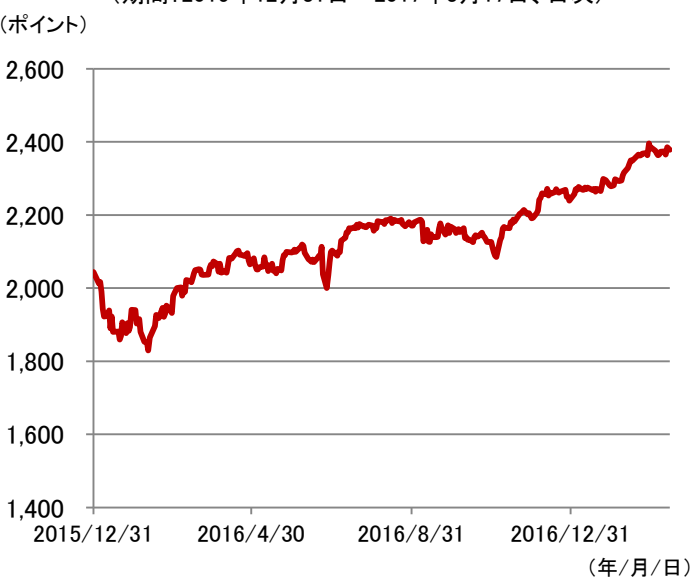


*1 FOMCメンバーが適切と考える各年末のFF金利(中央値)です。
 出所:FRBのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

<ご参考>

S&P500種指数*2の推移

(期間:2015年12月31日~2017年3月17日、日次)



米ドル(対円)の推移

(期間:2015年12月31日~2017年3月17日、日次)



*2 S&P500種指数とは、米国株式市場の動きを示す代表的なインデックスの一つ。主要業種を代表する500銘柄の株価を時価総額比率で加重平均し、指数化したもの。
 出所:ブルームバーグのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

巻末の「投資リスク」および「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。

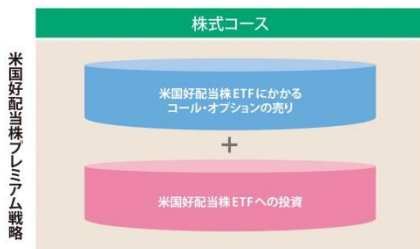
【ファンドの目的・特色】お申込の際は、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

【ファンドの目的】

高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。

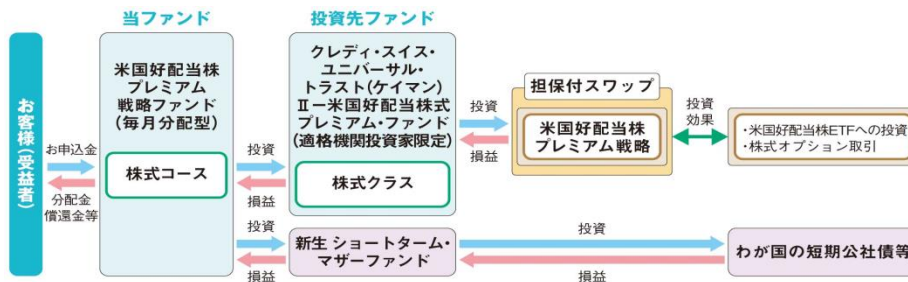
【ファンドの特色】

- 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。
実質的な運用は、外国投資信託証券(以下「投資先ファンド」といいます。)を通じて行います。投資先ファンドにおいて、担保付スワップ取引を行い、それぞれの戦略に基づく投資効果を受けます。
- 米国の好配当株式を主な実質的投資対象とします。
米国の好配当株式への投資は、投資先ファンドを通じてiシェアーズ 好配当株式 ETF*(以下「米国好配当株ETF」といいます。)と同等の投資効果を受けます。
*iシェアーズ 好配当株式 ETFは、米国のNYSEアーカ取引所に上場している上場投資信託(ETF)で、ダウ・ジョーンズ米国セレクト配当インデックスの価格および利回り実績と同等水準の投資成果(報酬および経費控除前)をめざして運用されています。
- 「株式コース」は米国好配当株プレミアム戦略に基づく運用を行います。
・米国好配当株プレミアム戦略は米国好配当株ETFへの投資に米国好配当株ETFにかかるコール・オプションの売りを組み合わせることにより、配当収益ならびにオプションプレミアムの獲得と信託財産の成長をめざす戦略です。
・クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) II - 米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)株式クラスへの投資を通じて「米国好配当株プレミアム戦略」に基づく運用を行い、配当収益ならびにオプションプレミアムの獲得と信託財産の成長をめざします。
・「株式&通貨コース」との間でスイッチングを行うことが可能です。スイッチングの取扱いの有無、手数料などは販売会社にご確認ください。
- 毎月26日(休業日の場合、翌営業日)の決算日に収益分配方針に基づき分配を行います。



* 左記は、当ファンドの収益の要因を示したイメージであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

【当ファンドの仕組み】



*投資先ファンドの各クラスでは、クレディ・スイス・インターナショナルを相手方とする担保付スワップ取引を通じて、それぞれの戦略に基づく投資効果を受けます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

<収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

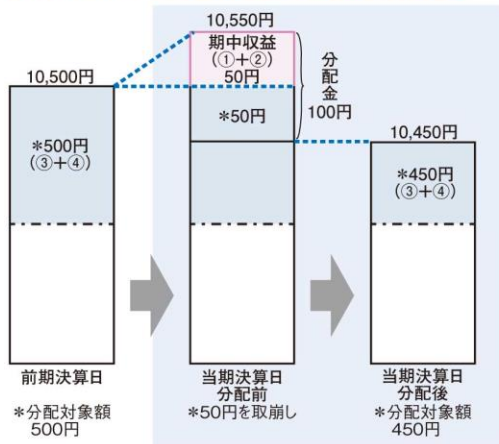
投資信託で分配金が支払われるイメージ



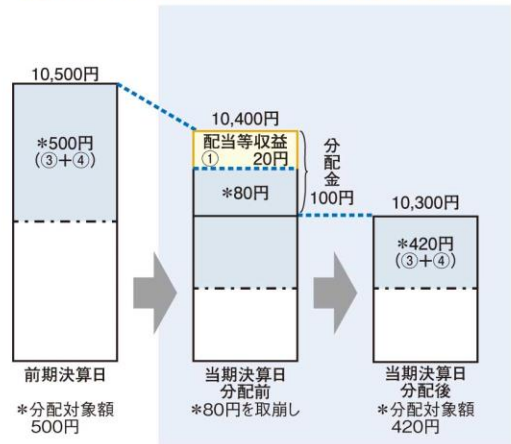
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金…個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金…個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少(特別分配金)します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

【お申込みメモ】投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

ファンド名	米国好配当株プレミアム戦略ファンド(毎月分配型)株式コース
商品分類	追加型投信/海外/株式
当初設定日	2013年7月31日(水)
信託期間	2013年7月31日から2018年7月26日(約5年)
決算日	原則として、毎月26日(休業日の場合は翌営業日)とします。
購入・換金 申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入および換金のお申込はできません。 ●ニューヨークの証券取引所およびニューヨークの銀行休業日
申込締切時間	午後3時までで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入・換金単位	販売会社が定める単位とします。
収益分配	年12回の決算時に、原則として収益の分配を行います。 ※分配金を受け取る「一般コース」と自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。なお、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して、6営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。
スイッチング	「株式コース」/「株式&通貨コース」の間でスイッチング(乗換え)を行う事ができます。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

お客さまには以下の費用をご負担いただきます。

【直接的にご負担いただく費用】(消費税率が8%の場合)

購入時手数料	購入価額に 3.78%(税抜3.5%) を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。	

【間接的にご負担いただく費用】(消費税率が8%の場合)

運用管理費用 (信託報酬) (括弧内数字は税抜)	当ファンドの運用管理費用・年率(信託報酬)	1.3284%(1.23%)	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 日々のファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。
	(委託会社)	0.4320%(0.40%)	委託した資金の運用の対価です。
	(販売会社)	0.8640%(0.80%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
	(受託会社)	0.0324%(0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
	投資対象とする投資信託証券・年率	0.50%	運用管理等の対価です。
実質的な負担・年率		1.8284%程度(税込)	
その他の費用・手数料	当ファンド	財務諸表監査に関する費用	監査に係る手数料等です。 当該費用が日々計上され毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。
		信託事務の処理に要する諸費用等	法定書類等の作成費用、法律・税務顧問への報酬等です。 当該費用が日々計上され毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とします。
	投資先ファンド	証券取引・オプション取引等に伴う手数料	組入る有価証券およびオプションの取引に関して、発注先証券会社等に支払う手数料です。

※ 当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

※ 「その他の費用・手数料」につきましては、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

【委託会社、その他関係法人】

委託会社 新生インベストメント・マネジメント株式会社(設定・運用等)
 03-6880-6448(受付時間:営業日の午前9時~17時)
 ホームページアドレス: <http://www.shinsei-investment.com/>
 登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第340号
 加入協会 一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
 受託会社 三井住友信託銀行株式会社(信託財産の管理等)
 販売会社 (募集・換金の取扱い・目論見書の交付等)

(2017年3月22日現在)

金融商品取引業者名(五十音順)		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○			
第四証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			

【投資リスク】くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様への投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。ファンドのリスクは下記に限定されるものではありません。

《主な基準価額の変動要因》

1. 価格変動リスク

当ファンドは、投資先ファンドにおけるスワップ取引等を通じて実質的に株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

2. オプション取引におけるリスク

オプションプレミアムは、米国好配当株ETFの価格水準、価格変動率、権利行使価格、満期までの行使期間、配当金額、あるいは市場における金利水準等の様々な要因によって決定されます。オプション売却時の市場環境によっては、目標としているプレミアム収入を獲得できない場合があります。オプションの対象資産である米国好配当株ETFの価格や価格変動率が上昇した場合などに、売却したコール・オプションの評価額が上昇することから損失を被ることがあります。権利行使日において、売却したコール・オプションの権利行使価格を超えて、対象資産の価格が上昇した場合、権利行使に伴う支払いが発生します。この支払いにより、米国好配当株ETFのみに投資した場合と比べ投資成果が劣る可能性があります。

3. 為替変動リスク

当ファンドは、投資先ファンドにおけるスワップ取引等を通じて、外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、実質的に組み入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

4. 担保付スワップ取引にかかわるリスク

当ファンドの投資先ファンドにおけるスワップ取引は、ファンド資産の全額を証拠金として相手方に差し入れ、米国好配当株ETFと通貨のプレミアム戦略の投資成果を享受する契約のため、スワップ取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産等により、当初の契約どおり取引を実行できず損失を被るリスクがあります。

また、投資先ファンドは、スワップ取引の相手方が現実に取引する米国好配当株ETFやオプション取引について何れの権利も有していません。加えて、投資先ファンドにおいては、スワップ取引の相手方から日々当該外国投資信託証券の純資産相当額の担保を受け取ることで、スワップ取引の相手方の信用リスクの低減を図りますが、スワップ取引の相手方に倒産や契約不履行、その他不測の事態が生じた場合には、運用の継続が困難となり将来の投資成果を享受することが不可能であったり、担保を処分する際に想定した価格で処分できないなど、損失を被る場合があります。

5. 流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等により、当該有価証券等の流動性は大きく影響されます。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることがあり、デリバティブ等の決済の場合には反対売買が困難になるなど、これらの場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因になります。

6. その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、受付を中止することやあるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。

ご留意いただきたい事項

- 当資料は、新生インベストメント・マネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保障するものではありません。
- ファンドは、実質的に株式など値動きのある資産(また外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、市場環境等により基準価額は変動します。したがって元金保証および利回り保証のいずれもなく、運用実績によっては投資元本を割込むおそれがあります。
- ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。
- お申込みの際には、あらかじめまたは同時に投資信託説明書(交付目論見書)をお受取りいただき、必ず内容をご理解のうえ、お客様ご自身でご判断ください。
- 投資信託は預金や保険とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、元本や利回りの保証はありません。
- 販売会社が銀行等の登録金融機関の場合、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
- 投資信託のお申込み時には購入時手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用(信託報酬)等がかかります。